死亡労働災害速報（令和８年 11 月）

（建災防宮城県支部）

高さ約25m の足場上から移動中に転落し、死亡

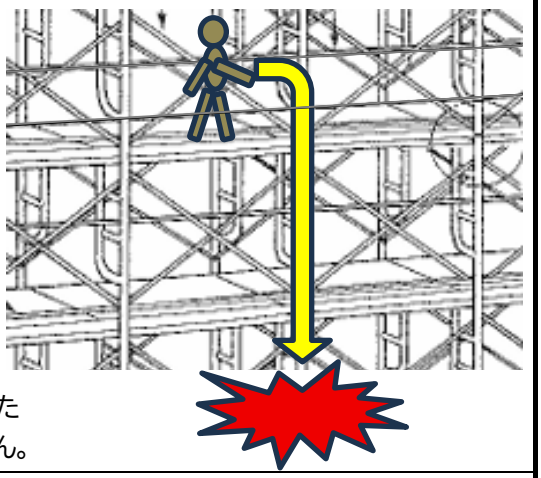
発生年月日	令和８年10 月９日（金）		
業　　種	不詳	事業場規模	不詳
事故の型	墜落･転落	起　因　物	仮設物、建築物、構造物等

発生状況

10 月９日(金)午前９時 39 分頃、女川原子力発電所構内の工事に従事していた協力会社の男性作業員(36歳)が、現場内で倒れているところを発見され、医療機関に搬送されましたが、その後死亡が確認されました。

現場は、テロ対策のために建設中の特定重大事故等対処施設建設工事(放射線管理区域外)で、災害発生直前には高さ約25mの足場上でコンクリート面の洗浄･清掃作業を行っていた模様ですが、足場上を移動中に何らかの理由で転落したものみられます。

上記災害の発生状況を現認した者はおりませんが、発生後の状況からは、被災者は墜落制止用器具(安全帯)は装着していたものの、これを足場の手すりに掛けた状態ではなかったものとみられます。現在、関係機関にて発生状況･原因などを含めて調査中です。



※ 上記イメージ図は、一般的な足場内の移動をイメージしたものであり、必ずしも本件と関係あるものではありません。

災害防止対策

（ 関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。 ）

1　足場は、使用する事業者、使用させる注文者が確実に点検･整備を行い、常に手すり等法定の要件を満たした足場とするとともに、躓き、滑動等転倒やバランスを崩す原因となることのないよう、整理整頓、･水分･油分の除去を行うこと。墜落制止用器具については、装着するだけでなく、必ず有効な状態で使用すること。

2　足場の組立て･解体、変更の作業については、当該作業主任者の指揮下でその作業を行わせ、関係作業員以外の立入を禁止すること。

3　墜落制止用器具は2丁掛け用を使用し、建地にフックを掛けかえる際は、未使用側のフックを建地より進行方向側の手すりに確実に掛けた後にもう一方のフックを外すこと。

4　保護帽について、異常がなく耐用年数の範囲内である墜落時保護用のものを適切に着用すること。

5　高所作業については、法定の高さ2m以上で作業床設置が困難な箇所に限らず、「フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の特別教育」を受けた者に行わせること。

6 作業計画の説明、日々の朝礼･KY 活動･TBM、各種教育等において、安全作業の徹底と安全意識の向上のための取組を図り、組織的な安全確保に努めること。

7　高所等危険作業時は、できる限り単独作業は避け、監視人又は相互に声を掛け合える複数作業員体制を確保すること、やむを得ず単独作業となる場合は、通信手段･連絡体制の整備、定期的な巡視、定時報告のルール化等単独作業による危険排除に努めること。

8　朝礼、昼礼等において体調を確認し、不調と認められる場合には体調等に応じた適切な措置を講じること。